

議案第 9 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年宇治市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「または」を「又は」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。